

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	一
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	一
○一級河川阿武隈川水系阿武隈川圏域河川整備計画の変更の公表	(河川課)	二
○一級河川鳴瀬川水系多田川圏域河川整備計画の変更の公表	(同)	二
○土地区画整理組合の設立の認可	(都市計画課)	二
○土地改良区の定款変更の認可	(北部地方振興事務所)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(県政情報・文書課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(道路課)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五

告 示

○宮城県告示第六百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第六百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年九月十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 築館登米線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	九・四 五四・三	五六〇・〇	
栗原市築館字新後沢三三番三地先から 同市築館字新後沢一〇七番二地先まで	後A	九・四 五四・三	五六〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後B	六・〇 三四二・九	四〇五・二	

○宮城県告示第六百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年九月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越河角田線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	七・三 一七・八	七〇一・一
角田市角田字大沼五四三番四地先から 同市角田字大沼無番地先まで	後	七・七 三六・六	七〇一・一

○宮城県告示第七百号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、一級河川阿武隈川水系阿武隈川圏域河川整備計画を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県大河原土木事務所においてこれを公表する。

令和三年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、一級河川鳴瀬川水系多田川圏域河川整備計画を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県北部土木事務所においてこれを公表する。

令和三年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立について、次のとおり認可した。

令和三年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷市成田二期東土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和三年九月十四日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

富谷市成田三丁目、成田六丁目、西成田竹ノ下一番、西成田竹ノ下二番、西成田中沢、西成田長柴一番、西成田南田、西成田屋敷添、穀田菅ノ沢及び穀田花ノ沢の各一部

四 事務所の所在地

富谷市成田一丁目四番地七十五

五 設立認可の年月日

令和三年九月六日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場及び富谷市役所に掲示して行う。

○宮城県告示第七百三号

美里東部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年九月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年九月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千 葉 幸太郎

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 総合文書システム運用保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部県政情報・文書課 仙台市青葉区本庁三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年九月一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 五 落札金額 一億二千四百七十九万七千七百円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和三年七月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 購入物品及び納入予定数量
 - (一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千三百四十九トン
 - (二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 二十二キロリットル
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期間 契約締結の日から令和四年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団員」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三三五)へ令和三年九月二十四日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム(以下「システム」という。)の利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八九一―二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九一―一
宮城県大河原土木事務所総務班(担当 土生 紗千 電話〇二二四一五三一三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和三年九月二十四日(金)午後五時まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は入札説明書に定めるところにより、令和三年十月十三日(水)午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年十月十三日(水)午後五時までに必要書類を作成の上提出し参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年十月二十五日(月)午前九時から令和三年十月二十六日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年十月二十五日(月)午前九時から令和三年十月二十六日(火)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和三年十月二十七日(水)とし、開札の時刻及び場所は1の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県大河原合同庁舎中3F入札室

(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十一時 宮城県大河原合同庁舎中3F入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入

札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の(一)の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2022.

3 Place of Delivery : Within Ogasawara civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Thursday, October 26, 2021, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Sachi Habu, General Affairs Group, Ogasawara civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 129-1 Minami, Ogasawara, shibata, Miyagi, 989-1243 Japan, Tel.: 0224-53-3135

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年九月十四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市美田園五丁目六番二、六番三

仙台市青葉区一番町四丁目六番一号

積水ハウス株式会社 仙台支店